

# 東南アジア・オセアニア地域

## 税務ニュース 11月号

November 2023 | Volume 27



### 目次

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 1. 今月のハイライト               | p.1   |
| 2. 各国税務ニュース(2023年10月31時点) | p.1-3 |
| インドネシア　　タイ　　ベトナム　　フィリピン   |       |
| マレーシア　　オーストラリア            |       |
| 3. セミナー情報                 | p.4   |
| 4. 各国問い合わせ先               | p.4-5 |

### 今月のハイライト

- マレーシア政府は2023年10月13日、2024年度の税制改正案を公表しました。2024年3月1日以降、非上場株式の譲渡により生じた一定のキャピタルゲインに対する課税が導入されることや、サービス税が6%から8%へ引き上げられること、e-invoice制度の導入開始時期が見直されること、グローバルミニマム課税が2025年に導入される予定であることが発表されています。
- オーストラリアのNSW州における予算案により、2024年2月1日から会社再建・統合免除や印紙税(土地所有者税)に関する改正が適用されます。
- タイ内閣は2023年9月13日、付加価値税(VAT)の軽減税率7%を2024年9月30日まで延長して適用することを承認しました。

## 各国税務ニュース(2023年10月31日時点)

### インドネシア [委託貨物\(barang kiriman\)の関税およびその他税務に関する規定](#)



財務大臣は委託貨物の関税およびその他税務に関する PMK-96 を 2023 年 9 月 18 日、PMK-111 を 2023 年 10 月 16 日にそれぞれ発行しました。委託貨物に関する実施手続きの事務規定は一般的には過去の規定と同様ですが、詳細について一部変更がありました。

### タイ



#### [タイ内閣が、付加価値税\(VAT\)の軽減税率7%の延長を公表](#)

タイ内閣は 2023 年 9 月 13 日、7% の付加価値税(VAT)の軽減税率(地方税を含む)を 2023 年 10 月から 2024 年 9 月 30 日まで延長して適用することを承認しました。

#### [国外源泉所得をタイに持ち込んだタイ居住者の個人所得に対する納税義務について](#)

歳入局は 2023 年 9 月 15 日、タイ国外より持ち込んだ国外源泉所得を有するタイ居住者に対する個人所得税に関する、歳入局通達 No. Paw. 161/2566 を公布しました。

タイ国内法上の居住者が、タイ国外で行われる職務もしくは事業活動による所得、または資産による所得を有する場合、当該国外源泉所得をいずれの課税年度においてタイに持ち込んだ場合においても、当該所得は個人所得税の所得計算に含めることとなりました。

本通達は 2024 年 1 月 1 日以降に国外からタイに持ち込まれる所得に対して適用されます。

### ベトナム



#### [環境保護法令の草案に基づくEPR規定の修正案について](#)

2020 年環境保護法および政令 08/2022/ND-CP において、廃棄された製品およびパッケージのリサイクルと処理に関する製造業者および輸入業者の責任を規定する拡大生産者責任(EPR)の概念が導入されました。

政府は現在、政令 08 を改正する草案を作成しています。

### フィリピン



#### [事業用資産とみなされる不動産の売却に関する Q&A](#)

内国歳入庁(BIR)は 2023 年 10 月 3 日に通達(RMC No. 99-2023)を発行し、事業用資産に分類される不動産を売却した際に適用される税金についての Q&A を公表しました。

### マレーシア



#### [10月のマレーシア税制アップデート](#)

マレーシア政府は 2023 年 10 月 13 日、2024 年度税制改正案を公表しました。改正案の内容は「[Taxavvy 日本語版 2024 年度税制改正案](#)」で解説していますが、特に重要と考えられる改正内容は以下のとおりです。

##### • [非上場株式の譲渡に係るキャピタルゲイン課税の導入](#)

2023 年度税制改正案で提示されていた将来的なキャピタルゲイン課税の導入について、2024 年 3 月 1 日以降、会社等による非上場株式の譲渡により生じた譲渡益に対して、譲渡益の 10% または譲渡対価の 2% (2024 年 3 月 1 日以前に取得した分のみ) の税率により課税することが示されました。課税範囲や譲渡益の計算方法、申告・納税手続きなどの詳細は 2023 年 10 月時点では公表されていませんが、追って公表される予定です。また、同一群体内の組織再編に伴う譲渡については免税とされていますが、その具体的な要件についても 2023 年 10 月時点では未公表です。

- **サービス税の税率の引き上げと課税対象の拡大**

2024年3月1日より、サービス税の税率が6%から8%に引き上げられます（飲食、通信、駐車場、物流に係るサービスのみ、引き続き6%の税率が適用されます）。また、物流(logistics)、配達(delivery)、金融以外での仲介(brokerage)および引受(underwriting)、カラオケが新たに課税サービスの範囲に含まれます。

- **e-Invoicing 制度の導入時期見直し**

導入スケジュールの見直しが行われ、年間売上がRM100百万超の事業者については、導入時期が2024年8月1日に延期されました。他方で、その他の事業者については導入時期が早まるようになりました。

- **グローバルミニマム課税の導入**

政府は、2025年にグローバルミニマム課税を導入すると発表しました。引き続き諸外国の動向を注視するとし、2023年10月時点では制度詳細は公表されていません。

---

オーストラリア [Monthly Tax Update October](#)



オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下について解説しています。

- **NSW州予算の主な変更 – 印紙税（土地所有税）**

本予算では多くの重要な変更が発表されており、そのほとんどは、2024年2月1日より適用予定です。会社再建・統合免除および印紙税（土地所有者税）に関する主な変更が含まれ、現行のVIC州の印紙税規定とより密接に整合させるためのものです。

- **ATOの法人税透明性データチェック**

オーストラリアでは、一部の法人の納税者の特定の所得税情報および企業が支払う石油資源利用税(PRRT)の公表が義務付けられていますが、オーストラリア税務局(ATO)は、今年の法人税情報の年次報告書を2023年11月初旬に発表予定であることを明らかにしました。本報告書には、2021~22年の法人税申告書(未公表の場合はそれより前の年の申告書)で報告された情報が含まれます。

- **第2の柱へのATOの取り組み**

ATOの国際・支援・プログラム担当副長官の最近の講演において、経済のデジタル化の課題に対処するための今後の第2の柱改革に対するATOのアプローチの概要が述べされました。

- **OECDが第1の柱のコメントを発表**

OECDは、経済のデジタル化の課題に対処するための2つの柱からなる解決策のうち、第1の柱の金額Bの構成要素に関する協議後に受け取ったパブリックコメントを公表しました。

詳細は、[10月号のニュースレター](#)をご参考ください。

## セミナー情報

各国または日本で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### 海外の移転価格税制の最新動向:米国、欧州、オーストラリア、インド、中国・香港、インドネシア・タイ

グローバル企業にとって、進出先となる各国・地域における移転価格税制対応は税務マネジメント上の重要な課題の1つです。本セミナーでは、以下の国・地域の移転価格に精通しているプロフェッショナルが、各国・地域の移転価格税制およびその執行状況の最新動向について解説します。

配信期間: 2023年6月22日(木)~12月21日(木)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/tax-1230622.html>

## 各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

**共同統括責任者** 神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwCインドネシア パートナー)

**PwC税理士法人(日本)** 神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融)

**PwCインドネシア** 菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井和光、深澤 直人、濱田 孝一、松澤 智之、  
石山 洋平、水野 直樹、井上 由貴  
問い合わせ先: [id\\_jbd@pwc.com](mailto:id_jbd@pwc.com)

**PwCタイ** 魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦  
問い合わせ先: [th\\_jbd@pwc.com](mailto:th_jbd@pwc.com)

**PwCベトナム** 今井 慎平(カントリーリーダー)、小暮 寛之、塚本 裕之  
問い合わせ先: [vn\\_jbn@pwc.com](mailto:vn_jbn@pwc.com)

**PwCフィリピン** 東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、大川 恵津子  
問い合わせ先: [ph\\_jbd@pwc.com](mailto:ph_jbd@pwc.com)

**PwCマレーシア** 杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、水本 賢一、緩詰 真梨子  
問い合わせ先: [my\\_pwc\\_japandesk@pwc.com](mailto:my_pwc_japandesk@pwc.com)

**PwCシンガポール** ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、北村 勝信、山本 尚紀、海谷 亮介  
問い合わせ先: [sg\\_japan\\_desk\\_tax@pwc.com](mailto:sg_japan_desk_tax@pwc.com)

**PwCオーストラリア** 寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介、信夫 将  
問い合わせ先: [au\\_japan@pwc.com](mailto:au_japan@pwc.com)

## Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[www.pwc.com/jp/tax-academy](http://www.pwc.com/jp/tax-academy)

→ バックナンバーは、こちらからご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界151カ国に及ぶグローバルネットワークに約364,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.